

第六十条の四に次の一項を加える。
2 審判長は、鑑定人に書面で意見を述べさせる場合には、鑑定人の意見を聴いて、当該書面を提出すべき期間を定めることができる。
第六十条の四の次に次の四を加える。
(鑑定人に更に意見を求める事項)

第六十条の四の二 特許法第五十一条において準用する民事訴訟法第二百十五條第二項の申立てをするときは、同時に、鑑定人に更に意見を求める事項を記載した書面を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、審判長の定める期間内に提出すれば足りる。

2 審判官は、職権で鑑定人に更に意見を述べさせるときは、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、鑑定人に更に意見を求める事項を記載した書面を提出させることができる。

3 相手方は、前二項の書面について意見があるときは、意見を記載した書面を審判長に提出しなければならない。

4 審判官は、第一項又は第二項の書面の内容及び前項の意見を考慮して、鑑定人に更に意見を求める事項を定める。この場合においては、当該事項を記載した書面を鑑定人に送付しなければならない。

(質問の順序)

第六十条の四の三 審判長は、特許法第五十一条において準用する民事訴訟法第二百十五條の二第二項及び第三項の規定によるほか、必要があると認めるときは、いつでも、自ら鑑定人に対し質問をし、又は当事者若しくは参加人の質問を許すことができる。

2 陪席審判官は、審判長に告げて、鑑定人に対し質問をすることができる。

3 当事者又は参加人の鑑定人に対する質問は、次の順序による。ただし、一方の当事者又は参加人及び他方の当事者又は参加人の双方が鑑定人の申出をした場合における当事者又は参加人の質問の順序は、審判長が定める。

一 鑑定人の申出をした当事者又は参加人の質問

二 相手方の質問

三 鑑定人の申出をした当事者又は参加人の再度の質問

4 当事者又は参加人は、審判長の許可を得て、更に質問をすることができる。

(質問の制限)

第六十条の四の四 鑑定人に対する質問は、鑑定人の意見の内容を明りよにし、又はその根拠を確認するために必要な事項について行うものとする。

2 質問は、できる限り、具体的にしなければならない。

3 当事者又は参加人は、次に掲げる質問をしてはならない。ただし、第二号及び第三号に掲げる質問については、正当な理由がある場合は、この限りでない。

一 鑑定人を侮辱し、又は困惑させる質問

二 誘導質問

三 既にした質問と重複する質問

四 第一項に規定する事項に関係のない質問

4 審判長は、質問が前項の規定に違反するものであると認めるときは、申立てにより又は職権で、これを制限することができる。

(映像等の送受信による通話の方法による陳述)

第六十条の四の五 特許法第五十一条において準用する民事訴訟法第二百十五條の三に規定する方法によつて鑑定人に意見を述べさせるときは、当事者及び参加人の意見を聴いて、審判長が当事者及び参加人を特許庁に出頭させ、鑑定人を当該手続に必要な装置の設置された場所であつて審判長が相当と認める場所に出頭させてこれをすることができる。

2 前項の場合には、文書の写しを送信してこれを提示することその他の手続の実施に必要な処置を行うため、ファクシミリを利用することができる。

3 第一項の方法によつて鑑定人に意見を述べさせたときは、その旨及び鑑定人が出頭した場所を調査に記載しなければならない。
第六十条の五の次に次の一条を加える。

(異議)

第六十条の五の二 当事者又は参加人は、第六十条の四の三第一項、第三項ただし書及び第四項、第六十条の四の四第四項、前条並びに第六十条の六において準用する第五十八條の九第一項の規定による審判長の審判に対し、異議を述べることができる。

2 前項の異議に対しては、審判官は、決定で、直ちに審判をしなければならない。

第六十条の六を次のように改める。

(証人尋問の規定の準用)

第六十条の六 第五十八條の三の規定は鑑定人の呼出状について、第五十八條の四の規定は鑑定人に期日に出頭することができない事由が生じた場合について、第五十八條の五第二項、第三項及び第五項の規定は鑑定人に宣誓をさせる場合について、第五十八條の九、第五十八條の十一、第五十八條の十二、第五十八條の十四及び第五十八條の十五の規定は鑑定人に口頭で意見を述べさせる場合について、第五十八條の十七の規定は特許法第五十一条において準用する民事訴訟法第二百七十八條の規定により鑑定人の尋問に代えて書面の提出をさせる場合について、第五十八條の十八の規定は受命審判官が鑑定人に意見を述べさせる場合について準用する。

第六十九條第三項中、「第百七條第四項」を、「第百七條第三項」に、「特許料納付書に国等以外の者の持分の割合を」とを、「国を含む者の共有に係る場合にあつては国以外の者の持分の割合を、同法第九十九條の規定又は他の法令の規定による減免を受ける者を含む者の共有に係る場合にあつては減免を受ける者の持分の割合をそれぞれ特許料納付書に」に改め、同条第四項中、「産業再生法第三十二条又は産業技術力強化法第十六條第一項」を、「大学等技術移転促進法第十三條第三項、産業再生法第三十二条又は産業技術力強化法第十六條第一項第一号から第三号まで」に改め、同条第五項中、第十七條第一項」を、「第十六條第一項第四号若しくは第五号又は第十七條第一項」に改める。

第七十一條第二項中、「規定による」を、「所得税法第二條第一項第五号に規定する非居住者(第七十四條において、非居住者」という)に関する」に、同条第四項中、「規定による」を、「所得税法第二條第一項第七号に規定する外国人(第七十四條において、外国人」という)に関する」に改める。

第七十二條に次の一項を加える。

2 前項の申請書には、第一條第三項の規定にかかわらず、申請人の印を押すことを要しない。

第七十三條に次の一項を加える。

2 前項の申請書には、第一條第三項の規定にかかわらず、申請人の印を押すことを要しない。

第七十四條第三項中、「所得税法第二條第一項第七号に規定する」及び(次項において、外国人」という)を削り、同条第四項中、「所得税法第二條第一項第五号に規定する」を削り、同条の次に次の三條を加える。

(既納の特許料の返還の請求の様式)

第七十五條 特許法第百十一條第一項の規定による特許料の返還の請求は、様式第七十三によりしなければならない。

(審査請求料の返還の請求の様式)

第七十六條 特許法第百九十五條第九項の規定による出願審査の請求の返還の請求は、様式第七十四によりしなければならない。

(過誤納の特許料の返還の請求の様式)

第七十七條 特許法第百九十五條第十一項の規定による手数料の返還の請求は、様式第七十五によりしなければならない。

様式第十三の備考15、様式第十四の備考7及び様式第十五の二の備考8中、「圖帳」を「圖」に改める。